

「2019年度職場改善諸要求（運輸所関係）」に関する業務委員会を開催！

12月17日、地本は「2019年度職場改善諸要求（運輸所関係）」に関する申し入れ（9月30日付）について関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田組織部長、西教宣部長、渡邊組織担当部長、笹田業務部長。会社側は、廿樂人事課課長代理、高橋運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第10号「2019年度職場諸要求（運輸所）」に関する申し入れ

これまで職場改善諸要求による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

運輸所の共通の改善要求

1. 運転士・車掌業務共通関係について

(1) 新大阪ホーム端乗務員詰所を季節に関係なく常時開放すること。

【会社回答】

必要な詰所は開放しているため、現状で対処されたい。

(2) W行路及び一丁半行路に車両所基地への入出庫担務の勤務指定は行わないこと。

【会社回答】

行路は列車ダイヤ及び就業規則等に基づくと共に、労働時間や列車種別・出先地など多くの要素を踏まえて作成している。

(3) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。

【会社回答】

アルコール検査に要する時間は労働時間である。

(4) 全乗務員に「ポケトーク」を貸与すること。

【会社回答】

お客様案内用として「車掌携帯端末の外国語文例集」、「スマートホンのグーグル翻訳」があり、現行で対処されたい。

2. 運転士業務関係について

(1) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。特に過去、03 侵入事故等起きた箇所での停止限界標識の改善をすること。

【会社回答】

支社権限外事項であるが、適宜車両所の停止位置目標及び一旦停止標識は、箇所ごとに標板の劣化状態等を鑑み、必要な修繕・取替を行っている。また、名古屋回送線の停止限界標識については、11月30日翌日に視認性の高い反射材を用いた、標板の取替を行った。

3. 車掌業務関係について

(1) 緊急開扉取扱時の喚呼と喚呼用語を簡素化すること。

【会社回答】

安全確保の観点から確実な作業確認が必要であり、これに沿って車掌マニュアルにも定められていることから現行通りとする。

(2) 車掌の腕時計は日付表示付きの電波時計とすること。

【会社回答】

現在貸与している時計で問題ないと考えている。

(3) 英語放送は、異常時、通常時共に自動放送にて対応すること。

【会社回答】

お客様案内用として「車掌携帯端末の外国語文例集」、「スマートホンのグーグル翻訳」、

車内放送用として「ルビ付き文例集」「車内放送の異常時英文設定」「スマートホンのアミボイス」を導入しており、現行で対処されたい。

(4) 700系15号車及び16号車の車内改札は、受動喫煙防止のため中止すること。

【会社回答】

車内改札は、誤乗旅客または不慣れな旅客の案内を行うと共に、有効な乗車券類の所持について確認するものであり、中止する考えはない。

(5) 自由席改札を強要しないこと。

【会社回答】

自由席改札は、お客様へのご案内など旅客サービスのほか、セキュリティ維持・不正乗車の防止等、公平なサービス提供のため重要な業務であり、可能な限り実施する必要がある。

4. 設備・環境改善について

(1) 大一運、大二運の入口から詰所に至る箇所に設置されている監視カメラを撤去すること。また、入所の際の社員証式を廃止し、テンキー式にすること。

【会社回答】

現行通りとする。各職場では、防犯体制の確立を目的として警備員、警備機器、防犯カメラを適切に設置しており、防犯カメラを撤去する考えはない。

(2) 新大阪駅の幹2ホーム東京方から下に降りるセキュリティ扉は、テンキー式から機械式にすること。

【会社回答】

現行通りとする。

(3) 大阪第二運輸所の組合掲示板を運輸所出入口正面に移設すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(4) 各詰所に冷水器を設置すること。(乗り継ぎ詰所も含む)

【会社回答】

現行通りとする。

(5) 大一両5階と9階に自販機を設置すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(6) 各乗務員待機室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(7) 東一運・東二運の浴室を拡大し空調を新設すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(8) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。また、乗務員用と関連会社が使用する洗濯機・乾燥機は別とすること。

【会社回答】

現行通りとする。

(9) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。

【会社回答】

現状の通り、線路横断時に一旦停止し、左右確認することで安全を確保すること。

(10) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。

【会社回答】

三島両3階乗務員待機室に椅子を必要数用意しており、待機室内の混雑を避けるため鞆

置場を乗務員待機室前に設置している。待機スペースは相互に譲り合っていたきたい。
また、浴室に下駄箱を設置する考えはない。

(11) 大阪第一運輸所内の冷蔵庫を2台に増設すること。(大阪第二運輸所には2台設置済み)

【会社回答】

使用実態や運輸所のスペースを勘案すると、現状が適切であり、現行通りとする。

(12) 乗務鞆置きサイズ(1仕切に胴乱とサブバックをおけるサイズ)に変更すること。

また、大阪第一及び第二運輸所待機室に乗務鞆置き場を増設すること。

【会社回答】

運輸所のスペースを勘案すると、現状が適切であり、現行通りとする。

(13) 各乗務員待機スペースに乗務員が使用出来るVC24を設置すること。

【会社回答】

運輸所におけるVC24の設置箇所は当直・運転科の乗務員に直接伝達可能な箇所と整理されているため、現行通りとする。

(14) 大阪第一運輸所待機スペースに帽子掛けを新設すること。

【会社回答】

運輸所のスペースを勘案すると、現状が適切であり、現行通りとする。

(15) 大阪第一及び第二運輸所の男子更衣室に「スノコ」を設置すること。

【会社回答】

労災防止の観点から現行通りとする。

(16) 大阪第一運輸所食事スペースにポットを増設すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(17) 大阪第一及び第二運輸所待機室に新聞を設置すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(18) 京都駅ホームでの乗務員専用の詰所を設置すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(19) 京都駅走行管理班詰所にテレビを設置すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

(20) 大一両乗務員待機室に冷蔵庫を設置すること。

【会社回答】

スペースを勘案すると、現状が適切であり、現行通りとする。

(21) 新幹線車内に「ラゲッジ」スペースを確保すること。

【会社回答】

特大荷物置場は以下の2箇所に設置することを予定している。

- (1) 「荷物スペース」
 - ・客室内最後部座席後方にある既設のスペースを新たに指定
 - ・2020年5月中旬ご乗車分より導入
- (2) 「荷物コーナー」
 - ・車内デッキ部にある一部の洗面所（1車両に2箇所ある洗面

- 所のうち1箇所)などを整備して新設(一部編成を除く)
- ・盗難防止のため、二重ロック方式を採用
 - ・整備が完了する2023年度より導入

(22) 2020年4月施行される「受動喫煙防止条例」に伴い、各職場に於ける喫煙ルームの設置方について、明らかにすること。

【会社回答】

2020年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、喫煙所は原則一事務所につき一箇所「ただし、隣接事務所は共用」とし、屋外に設置すること、また既存喫煙室は、法令等の基準を満たし、かつ利用実態等を考慮し受動喫煙の恐れがないものに限り残置することとし、各職場の喫煙環境を定めた。

(23) セクハラ防止策として、男女トイレの清掃は、男子トイレは男性が、女子トイレは女性が行うこと。

【会社回答】

現状で対処されたい。

5. 各乗務員休養室について

(1) 各乗務員休養室のシーツは、毎日取り替えること。

【会社回答】

シーツの交換については全社的な基準に基づき交換しており衛生上問題はないと考えている。なお、汚れのひどい物については都度交換するので、必要により管理者等に申告されたい。

(2) 東京第一運輸所の老朽化したベッドを取り替えること。

【会社回答】

毎日清掃を行い、衛生面において管理を徹底しているところであり、故障や不具合が発生した際は迅速に対応を行っているため、現行通りとする。

(3) 各乗務員休養室の「エアコンフィルター」の掃除をエアコンカビ・アスペルギルス

症防止の為、一週間に一度は必ず行うこと。

【会社回答】

定期的に清掃をしているため、現行通りとする。

(4) 各乗務員休養室の浴衣サイズを（L/M/S）毎に用意すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(5) 各乗務員休養室のカビが生えているクロスは全て張り替えること。

【会社回答】

必要と認められれば修繕を行う。

(6) 各乗務員休養室に、CPAPの設置場所（テーブル）とCPAP電源（部屋により
反対向きに寝ないといけない）を新設すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(7) 各乗務員休養室の携帯電話の通信設備を整えること。

【会社回答】

現行通りとする。

(8) 各乗務員休養室の布団（敷き布団・掛け布団）は、定期的に乾燥機に掛けるなど衛生面の対策をとること。

【会社回答】

休養室の布団の乾燥については、定期的に実施しており、衛生上問題はないと考えている。なお、汚れのひどい物については都度交換するので、必要により管理者等に申告されたい。

(9) 各乗務員休養室に除湿機と加湿器を設置すること。

【会社回答】

給排水の処理等の管理が煩雑で衛生状態を維持できない可能性があることから、現行通りとする。

6. 勤務について

(1) 年休申込み簿における事由欄を廃止すること。

【会社回答】

支社権限外事項である。

(2) 予備月の休日指定を月初めに発表すること。

【会社回答】

その様な考えはない。従前通り、交番月であれば10日に翌月の休日予定発表を行い、予備月についてはこれを行わない。

(3) 休日出勤指定は、前もって本人へ承認確認後指定すること。また、年休申込みをした場合は一方的な休日出勤を指定しないこと。

【会社回答】

現行通りとする。

(4) 特休付与は就業規則を遵守し、1ヶ月の特休付与を5～6日、年間休日を完全120日付与とすること。

【会社回答】

月間及び年間の休日数については、就業規則に基づき適切に付与している。

(5) 小交番制から大交番制にすること。

【会社回答】

現行通りとする。

(6) 訓練の待ち時間を労働時間とすること（前訓練を含む）。また、訓練の待ち時間を1時間以内にする。

【会社回答】

支社権限外事項である。

(7) 規程類訂正及び各対策シート等作成、短巡回行路に伴う案内カード作成時間は、労働時間とすること。

【会社回答】

規程の訂正にかかる時間については、規程の訂正内容や個人により作業時間も異なるものの、いずれも労働時間内にできる範囲内と認識している。

(8) 次勤務の電話確認は、会社側から責任をもって行うこと。または行路指定を行い電話確認を廃止すること。

【会社回答】

現行通りとする。

(9) 出勤時、出勤点呼時から労働時間とすること。

【会社回答】

始業時刻前の出勤点呼は、自主的に早め出勤した乗務員の申し出に応じて実施しているものであることから、そのような考えはない。

6. 福利厚生に関する改善要求について

(1) 通勤経路は本人の希望する経路とすること。また、全経路定期券とすること。

【会社回答】

支社権限外事項である。

(2) 労災申請に伴う事柄は、会社が責任を持っておこなうこと。

【会社回答】

法令等に則り、適切に対処している。

(3) 夏季乗務員のネクタイ着用を廃止すること。

【会社回答】

支社権限外事項である。なお、接客の制服、制帽及びネクタイ等については、労働環境の向上、効率的な運用の実施、さらには新しい装いにより社員がお客様に安全安定輸送を大前提に最高のサービスを提供するという思いや当社で働くことへの自負と使命感をより一層強く持つことを期待して、これまで積み上げてきた当社のサービスに対する姿勢や企業イメージを維持しながらも、着用期間の見直し、並びに素材や使用のみならず様式を含

めた刷新を行ったところである。

(4) 全乗務員に黒靴及び黒靴下を貸与すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

(5) 季節の変わり目の制服着用は、本人選択とすること。

【会社回答】

制服の衣替えについては既に一定程度の柔軟性がある運用をしており、併用期間の設定や個人の判断による着用期間及び着装方の変更を認める考えはない。着用する制服について、健康上の理由等、何か特段の事情がある場合は、管理者に相談されたい。

(6) 夏季乗務員の薄手の上着を貸与すること。

【会社回答】

制服の使用については支社権限外事項である。なお、寒暖の差についてはベストや制服の下の肌着の着用で調整して頂きたい。

組合は以前から主張、要求していた！

休日勤務指日に年休申請は超勤をしたくない意思表示！

組合：休日勤務指定されたところは年休申請出来るのか。

会社：年休申請は出来ます。

組合：以前からこの件で話しをしているが、休日勤務指定されたところに年休申請をするというのは、年休が欲しいから年休申請しているのではなく、その日は、もともと休日だから、休日勤務指定を解除してもらいたいという意思表示なんだということをお本委員に話しているが、聞いているのか。

会社：主張は受けたまわる。

組合：いやいや、受けたまわるではなく、以前から主張している。苦情処理の場面でも組合の意思として主張している。聞いてはいないのか。

会社：今の主張は認識をしました。

組合：以前から年休申し込みをしていたら休日勤務を解除すればいいじゃないかと主張しているが、お本委員から報告は聞いていないのか。

会社：ちょっと今は分かりませんが、今認識しました。

組合：以前から、そういう話しをしてきているから組合の要求となっている。(休日出勤指定は、前もって本人への承認確認後指定すること。また年休申し込みをした場合は一方的な休日出勤を指定しないこと)

会社：組合のご主張は分かりましたが、会社は、協約に則って適切にしているので問題はありません。

W行路及び一丁半行路は乗務員の負担が大きく安全上問題あり！

組合：W行路及び一丁半行路に車両所基地への入出庫担務の勤務指定は、乗務員の負担が大きい行路であり安全上問題があるので改善されたい。

会社：安全に支障をきたすようなことはない。

組合：現場乗務員の声を把握しているのか。東海労以外から声は上がっていないのか。

会社：他の組合の事は話す必要はない。

組合：睡眠時間も短く意識低下に繋がる。安全上問題である。

会社：安全を脅かすほど過酷な負担を強いるような行路ではないと捉えているので、引き続きこのような行路はあり得る。

アルコール検査の時間を明らかに出来ない会社！

組合：アルコール検査に付けている時間は何分なのか。

会社：労働時間として必要な時間を付けている。

組合：何分か。

会社：必要な時間は労働時間として措置している。

組合：どのように措置しているのか。

会社：適切に措置している。

組合：14分の中にアル検が入っているのか。

会社：必要な時間を算定して措置している。

組合：話が噛み合わない。

各駅、各車両所の停止位置目標をLED化にすること！

組合：なぜLEDにしないのか。東京駅東北新幹線ホームと14番ホームの停止位置目標の明るさは、歴然と違う。車両所では、断路器表示器をLEDにした。運転の安全の場所で、より安全のためにLEDにしないのは問題である。

会社：視認性の高い反射板で問題はない。

東海労の職場改善諸要求に対して全く誠意のない会社回答！

私たち東海労の職場改善諸要求に対して、ほとんどの会社回答が「現行通りとする」「そのような考えはない」と全く誠意のない回答ばかりです。会社は、現場のことや社員のことは置き去りにし、安全最優先は口先だけでコスト優先の姿勢が明らかとなりました。

私たちは職場環境を良くし、社員が安心して働けることなしに新幹線の安全と社員の健康を守ることはできないと考えます。

新幹線の安全と社員の健康を守るため声を上げて行きましょう！

以上